

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事	2006年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1	株式会社 王将フードサービス 代表取締役社長 大東 隆行 電話 975 - 592 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	外食店舗(餃子の王将)の運営・管理
-------------	-------------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	--

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
------	---------------------------

基本方針 上場企業として環境問題全般(Co2削減・廃棄物のリサイクル等)に渡り、積極的に対応して行く。ただ、当社は全国的に店舗展開を行っており、現地域(府や市など)での要請には対応できない場合もある。

推進体制 現有の「環境問題対策室」を核に事案毎にPGを組み、長・中・短期と分け計画性を持って対応する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	18	新規店舗	CGS・GHPの設置、省エネタイプの厨房機器の採用。只、府内で新規店舗が無い場合は対象外。
18	既存店舗	基本的に設置可能な既存店ではCGS・GHPは対応済み。リニューアル時には省エネタイプの厨房機器の採用。只、府内で新規店舗が無い場合は対象外。	
18	既存店舗	冷蔵庫など消費電力の大きい厨房機器が壊れた場合は省エネタイプのものを積極的に採用する。	
18	製造工場	GHP・CGSは既に導入済み。府条例では対象となっていないが今後は節水対策を積極的に行なう。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)
		(17)年度 (二酸化炭素換算(t))	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	
A 事業所等排出区分		9,495 t	9421 t	-0.8%
B 輸送車両排出区分		t	t	%
C その他排出区分		t	t	%
	排出合計	*1 9495 t	*2 9421 t	-0.8%

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	/
府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t	
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t	
	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
	削減量等合計		*3	t	

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)
	*1 9495 t	(*2)-(*3) 9421 t	
			-0.8%

特記事項 A)当社におけるCGS・GHPの導入時期は早く、2000年には既に設置可能な店舗においては対応済みである為、基準をそれ以降の年とされると劇的なCo2削減は困難な状況です。 B)また、当社は京都に本部を置くものの、全国に店舗展開しております。その中で京都府内の店舗占有率は全体の10%強しかなく、長期的に見れば、出店地域の関係で、その率は更に下がるものと予想されます。今回のCo2削減の事案につきましてもその核となるCGSやGHP導入も新規出店時やリニューアル時の対応を考えておりますのでそれら該当する店舗が京都府内であると限りませんので地域限定的な削減策に関しましては対応しづらい面があります。 C)もちろん、コンプライアンスの面から「京都議定書」順守の立場に変わりはありませんが、1990年を基準として、また、当社全体を対象として考えております。 D)加えて、「食品リサイクル法」に鑑み、対応を進めている食品残渣のリサイクルに関して、今回の府条例ではCo2削減換算されませんのでその面でも再

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。